

議案第 5 1 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 2 8 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備するとともに、必要な文言整理を行う必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 1 8 項を第 1 9 項とし、第 1 7 項を第 1 8 項とし、第 1 6 項を第 1 7 項とする。

附則第 1 5 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、附則第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」に、「附則第 8 項から第 1 0 項」を「附則第 9 項から第 1 1 項」に、「附則第 1 1 項から第 1 3 項」を「附則第 1 2 項から第 1 4 項」に、「附則第 1 2 項」を「附則第 1 3 項」に改め、同項を附則第 1 6 項とし、附則第 1 0 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則中第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合）

4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第

２２６号）附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。